

選告示第8号

次の者から、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により、指定を取り消した旨の届出がありました。

平成27年2月19日

長野県選挙管理委員会委員長 深沢 賢一郎

届出者氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	届出年月日
阿部 守一	長野県知事	信州未来研究会	長野市南長野西後町1552	阿部 守一	平成27年1月7日
唐沢 由江	南箕輪村議會議員	唐沢会	上伊那郡南箕輪村1678-6	唐沢 由江	平成27年1月13日
小坂 純生	長野県議會議員	信濃治政会	長野市高田991-1	石田 治一郎	平成27年1月9日
宮澤 隆仁	衆議院議員	宮沢たかひと後援会	長野市鶴賀328	宮澤 隆仁	平成26年12月24日

選挙管理委員会



公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成27年2月19日

長野県知事 阿部 守一

1 入札に付する事項

(1) 借入をする物品等及び数量

電子複写機55台（附属機器及び消耗品を含む。）

(2) 物品等の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 借入期間

平成27年5月1日から平成30年4月30日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(4) 借入場所

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県庁（詳細は、仕様書によります。）

(5) 入札方法

機器の貯蔵料を含む使用料の単価について行います。（複数単価契約。詳細は、入札説明書によります。）

なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、競争入札参加者又はその代理人は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格等

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59

年長野県告示第60号）の別表のその他の契約の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

- (3) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

- 3 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格の申請 この入札に参加を希望する者で2の(2)に該当しないものは、次のとおり資格を申請することができます。なお、入札の時までに2の(2)の等級区分に格付けされていなければ、入札に参加することはできません。

- (1) 申請書の入手先 次のアドレスからダウンロードすることができるほか、(3)の場所で入手できます。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/kensa/kensei/nyusatsu/bukken/shinse.html>

- (2) 申請を行う時期

随時受け付けます。

- (3) 問い合わせ先

380-8570

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県会計局契約・検査課 用品調達係

電話 026（235）7079

- 4 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県総務部財産活用課

電話 026（235）7045

- 5 入札手続等

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

- (2) 入札書の提出期限及び提出場所

ア 提出期限 平成27年3月31日(火) 正午
(郵送の場合は、書留郵便に限るものとし、期限必着とします。)

イ 提出場所 4の場所

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成27年3月31日(火) 午後2時

イ 場所 長野県庁 西庁舎201号室

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める事項について説明した書類を、平成27年3月13日(金)午後5時までに上記4の場所へ提出してください。(郵送の場合は、書留郵便に限るものとし、期限必着とします。)

この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

有効な入札書を提出した者であって、入札金額の全ての単価が予定価格の制限の範囲内であり、かつ、各単価に予定数量を乗じて得た金額の合計額が最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とします。(詳細は、入札説明書によります。)

6 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県は、この契約を変更し、又は解除できるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

7 Summary

(1) Nature and quantity of products to be leased:

Electronic copying machines, 55 units (including ancillary equipment and consumable supplies)

(2) Lease period

From May 1, 2015 until April 30, 2018

(3) Place where products will be used:

The Nagano Prefectural Government offices (details as

mentioned in tender description)

(4) Contact place for information regarding the tender such as description, conditions and/or other inquiries:
Property Utilization Division

General Affairs Department

Nagano prefectural Government

692-2 Habashita, Minami Nagano, Nagano City,

Nagano Prefecture

TEL +81-26-235-7045(Japanese only)

(5) Time limit and place for the tender (including tendering by mail):

Time: 12:00PM, March 31, 2015

Place: Property Utilization Division

General Affairs Department

Nagano Prefectural Government

380-8570 (Exclusive postal code for Nagano

Prefectural Government)

(6) Time and place for the bid opening:

Time: 2:00PM, March 31, 2015

Place: Meeting Room 201, 2F, Nagano Prefectural Office West Annex

財産活用課

公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成27年2月19日

長野県知事 阿部守一

1 申請のあった年月日

平成27年2月9日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人薪の会

3 代表者の氏名

中山和文

4 主たる事務所の所在地

伊那市長谷溝口741番地10

5 定款に記載された目的

この法人は、地域(伊那市を含む上伊那地区およびその周辺)に居住するできるだけ多くの人々に対し、薪を中心とした循環型エネルギーの利用推進を行い、森林資源の有効利活用、森林の保全育成に寄与する活動を目的とする。さらに、日常生活の中で山に接する機会を増やすような活動を行ってゆく。

県民協働課

公告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成26年法律第101号）第18条第1項の規定により、次のとおり農用地利用配分計画を認可しました。

平成27年2月19日

長野県知事 阿部 守一

1 認可した農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	
菅沼 晃	下伊那郡松川町元大島2157-16	下伊那郡松川町元大島2147-1
傎木 久廣	大町市平11903	大町市平11052ほか1筆
東方 康明	大町市常盤3621-31	大町市常盤字中部3605-21ほか4筆
窪田 昭一	大町市大町498	大町市大町913-1
有限会社ライスファーム野口	大町市平180-2	大町市平1040-103ほか13筆
宮田 富吉	大町市大町5966	大町市大町6317-7ほか1筆
奥原 文登	大町市常盤4904	大町市常盤字東部5970-4ほか4筆
中山 靖基	大町市常盤3828-24	大町市平1955-31ほか15筆
奥原 弘和	大町市常盤1117	大町市大町5593-1
小林 光子	大町市大町5854	大町市大町5630-1ほか3筆
中村 元治	大町市大町6069	大町市大町5632-5ほか2筆
中村 敬一郎	大町市大町6054	大町市大町5632-8ほか2筆
奥原 初雄	大町市常盤5174	大町市常盤字柿ノ木6895-58ほか5筆
傎木 一彦	大町市平11728-1	大町市平10983-1ほか2筆
株式会社美麻ライスファーム	大町市美麻8163-3	大町市美麻字向8125-1ほか4筆

2 農用地利用配分計画を認可した日

平成27年2月19日

農村振興課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成27年2月19日

長野県知事 阿部 守一

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務の名称

建設資材価格調査業務

(2) 役務の特質

入札説明書によります。

(3) 履行期間

契約締結日から平成28年3月25日まで

(4) 業務場所

入札説明書及び仕様書によります。

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」といふ。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表のその他の契約の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。
- (3) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 過去15年間に公共工事に係る設計単価、工事単価又は労務単価調査その他の調査業務の受託の実績を有する者であること。
- (6) 次のいずれかに該当する者を配置できる者であること。
 - ア 技術士法（昭和58年法律第25号）第33条に規定する技術士登録簿に登録されている者（総合技術監理部門又は建設部門（施工計画、施工設備及び積算）に限る。）
 - イ 一般社団法人建設コンサルタント協会に備えるRCCM登録簿に登録されている者（施工計画、施工設備及び積算部門に限る。）

3 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格の申請
この入札に参加を希望する者で2の(2)に該当しないものは、次のとおり資格を申請することができます。なお、入札の時までに2の(2)に該当していなければ、入札に参加することはできません。

1 申請書の入手

次のアドレスからダウンロードできるほか、(3)の場所で入手できます。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/kensa/kensei/nyusatsu/bukken/shinse.html>

2 申請を行う時期

随时受け付けます。

3 問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県会計局契約・検査課用品調達係

電話 026(235)7069

4 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県建設部建設政策課技術管理室

電話 026(235)7323

5 入札手続等

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成27年4月2日(木) 午後1時30分

イ 場所 長野合同庁舎4階 小会議室

3 郵送（書留郵便に限る。）による場合の入札書の受領期限及び提出場所

ア 受領期限 平成27年3月31日(火) 午後5時

イ 提出場所 長野市大字南長野字幅下692-2

(県庁専用郵便番号 380-8570)

長野県建設部建設政策課技術管理室

4 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

5 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

6 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

7 契約書作成の要否

必要とします。

8 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

6 その他

(1) 本件入札は、本契約に係る予算が議会で可決され、当該予算の執行が可能となった場合に行います。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

7 Summary

(1) Nature of the service products to be purchased:
Price investigation of construction materials

(2) Contract period:

From the contract date to March 25, 2016

(3) Contact place for information about the tender;
description /conditions/ other inquiries:

Technical Management Office Construction Policy
Division Construction Department Nagano Prefecture
692-2 Aza-Habashita Minami-nagano, Nagano City,
Nagano Prefecture
Tel: 026-235-7323

(4) Time and place for the tender:

Time: 1:30PM, April 2, 2015

Place: Small Conference Room(Nagano Common
Building for Government Offices 4F)

(5) Time limit for the tender by mail and the delivery
location

Time: 5:00PM, March 31, 2015

Place: Technical Management Office Construction
Policy Division,
Construction Department
Nagano Prefectural Government

692-2 Aza-Habashita Oaza-Minaminagano,
Nagano City (Postal code 380-8570)

建設政策課技術管理室

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成27年2月19日

長野県知事 阿部 守一

- 1 都市計画の種類及び名称

駒ヶ根都市計画ごみ焼却場 御射山清掃センター

- 2 縦覧場所

長野県建設部都市・まちづくり課及び駒ヶ根市役所

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、富士見都市計画に関する都市計画の変更案を作成するため、次のとおり長野県都市計画公聴会を開催します。

平成27年2月19日

長野県知事 阿部 守一

1 開催日時及び場所

(1) 開催日時 平成27年3月14日（土）午前10時から

(2) 開催場所 富士見町コミュニティ・プラザ（諏訪郡富士見町富士見3597-1）

2 都市計画の変更案の概要

(1) 都市計画道路

3・4・8号役場通り線

3・5・10号富士見駅富里線

(2) 変更案の閲覧

平成27年2月20日（金）から平成27年3月13日（金）まで、3の(3)の場所において閲覧に供します。

3 公述申出について

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、次により意見の概要を記載した文書（以下「公述申出書」といいます。）を提出してください。

(1) 公述申出のできる者

都市計画案に係る区域内の土地所有者その他利害関係を有する者

(2) 公述申出期間

平成27年2月20日（金）から平成27年3月6日（金）まで（郵送の場合は、同日までに到着したものに限ります。）

(3) 公述申出書の提出先

長野県建設部都市・まちづくり課、長野県諏訪建設事務所、富士見町役場

(4) 公述申出書の様式

別紙様式のとおり

4 公述人の選定

あらかじめ公述申出書を提出した者の中から知事が選出して公述人に通知します。

なお、公述の申出がない場合は、公聴会は中止します。

5 その他

この公聴会についての問い合わせは、公述申出書の提出先にしてください。

(第2号様式)

(別紙様式)

公述申出書

(整理番号)

富士見都市計道路の変更案に対して、次のとおり意見を述べ
たいので申し出ます。

平成 年 月 日

長野県知事 阿部 守一 殿

公述申出人

住 所 〒

ふりがな
氏 名

(電話)

意見の要旨

- (備考) 1 意見の要旨は400字以内とし、簡潔にまとめてください。
 2 区域、位置等を特定して意見を公述しようとする場合は、その区域、位置等が容易に判読できるよう、縮尺3,000分の1以上の位置図を添付してください。
 3 自治会、組合、団体等の組織を代表して公述しようとするときは、その旨を明記してください。

(注) 用紙はA4判横長の横書き左とじとします。

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、須坂都市計画道路に関する都市計画の変更案を作成するため、次のとおり長野県都市計画公聴会を開催します。

平成27年2月19日

長野県知事 阿部 守一

1 開催日時及び場所

- (1) 開催日時 平成27年3月15日（日）午前10時から
- (2) 開催場所 シルキー第1ホール 須坂駅前ビル3階（須坂市大字須坂1295番地1）

2 都市計画の変更案の概要

- (1) 都市計画道路
 - 3・5・4号山田線
 - 3・5・5号菅平線
 - 3・5・9号井上線
- (2) 変更案の閲覧

公告の日から平成27年3月13日（金）まで、3の(3)の場所において閲覧に供します。

3 公述申出について

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、次により意見の概要を記載した文書（以下「公述申出書」といいます。）を提出してください。

(1) 公述申出のできる者

都市計画案に係る区域内の土地所有者その他利害関係を有する者

- (2) 公述申出期間
公告の日から平成27年3月5日(木)まで(郵送の場合は、同日までに到着したものに限ります。)
- (3) 公述申出書の提出先
長野県建設部都市・まちづくり課、長野県須坂建設事務所、須坂市役所
- (4) 公述申出書の様式
別紙様式のとおり

4 公述人の選定

あらかじめ公述申出書を提出した者の中から知事が選出して公述人に通知します。
なお、公述の申出がない場合は、公聴会は中止します。

5 その他

この公聴会についての問い合わせは、公述申出書の提出先にしてください。

(第2号様式)

(別紙様式)

公　　述　　申　　出　　書	(整理番号　　)
須坂都市計道路の変更案に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。	
平成　年　月　日	
長野県知事 阿部 守一 殿	
公述申出人	
住 所 〒	
ふりがな 氏 名	
(電話　　　　　　)	
<u>意見の要旨</u>	
<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	
<small>(備考)</small> <ol style="list-style-type: none"> 1 意見の要旨は400字以内とし、簡潔にまとめてください。 2 区域、位置等を特定して意見を公述しようとする場合は、その区域、位置等が容易に判読できるよう、縮尺3,000分の1以上の位置図を添付してください。 3 自治会、組合、団体等の組織を代表して公述しようとするときは、その旨を明記してください。 	

(注) 用紙はA4判横長の横書き左とじとします。

都市・まちづくり課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条第1項の規定により、駒ヶ根都市計画に関する都市計画の変更案を作成するため、次のとおり長野県都市計画公聴会を開催します。

平成27年2月19日

長野県知事 阿部 守一

1 開催日時及び場所

- (1) 開催日時 平成27年3月15日(日) 午後4時から
(2) 開催場所 宮田村役場 第2会議室(上伊那郡宮田村98番地)

2 都市計画の変更案の概要

(1) 都市計画道路

3・5・19号宮田栗林線

(2) 変更案の閲覧

公告の日から平成27年3月13日(金)まで、3の(3)の場所において閲覧に供します。

3 公述申出について

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、次により意見の概要を記載した文書(以下「公述申出書」といいます。)を提出してください。

(1) 公述申出のできる者

都市計画案に係る区域内の土地所有者その他利害関係を有する者

(2) 公述申出期間

公告の日から平成27年3月5日(木)まで(郵送の場合は、同日までに到着したものに限ります。)

(3) 公述申出書の提出先

長野県建設部都市・まちづくり課、長野県伊那建設事務所、宮田村役場

(4) 公述申出書の様式

別紙様式のとおり

4 公述人の選定

あらかじめ公述申出書を提出した者の中から知事が選出して公述人に通知します。

なお、公述の申出がない場合は、公聴会は中止します。

5 その他

この公聴会についての問い合わせは、公述申出書の提出先にしてください。

(第2号様式)

(別紙様式)

公　述　申　出　書

(整理番号)

駒ヶ根都市計画道路の変更案に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

平成　年　月　日

長野県知事 阿部 守一 殿

公述申出人

住 所 〒

ふりがな
氏 名

(電話)

意見の要旨

- (備考) 1 意見の要旨は400字以内とし、簡潔にまとめてください。
 2 区域、位置等を特定して意見を公述しようとする場合は、その区域、位置等が容易に判読できるよう、縮尺3,000分の1以上の位置図を添付してください。
 3 自治会、組合、団体等の組織を代表して公述しようとするときは、その旨を明記してください。

(注) 用紙はA4判横長の横書き左とじとします。

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、茅野都市計画に関する都市計画の変更案を作成するため、次のとおり長野県都市計画公聴会を開催します。

平成27年2月19日

長野県知事 阿部 守一

1 開催日時及び場所

- (1) 開催日時 平成27年3月21日（土） 午前10時から
- (2) 開催場所 茅野市役所 議会棟1階 大会議室（茅野市塙原二丁目6番1号）

2 都市計画の変更案の概要

- (1) 都市計画道路
 - 3・5・8号中河原上原線
 - 3・5・15号上川橋線

(2) 変更案の閲覧

公告の日から平成27年3月13日（金）まで、3の(3)の場所において閲覧に供します。

3 公述申出について

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、次により意見の概要を記載した文書（以下「公述申出書」といいます。）を提出してください。

(1) 公述申出のできる者

都市計画案に係る区域内の土地所有者その他利害関係を有する者

(2) 公述申出期間

公告の日から平成27年3月5日（木）まで（郵送の場合は、同日までに到着したものに限ります。）

(3) 公述申出書の提出先

長野県建設部都市・まちづくり課、長野県諒訪建設事務所、茅野市役所

(4) 公述申出書の様式

別紙様式のとおり

4 公述人の選定

あらかじめ公述申出書を提出した者の中から知事が選出して公述人に通知します。

なお、公述の申出がない場合は、公聴会は中止します。

5 その他

この公聴会についての問い合わせは、公述申出書の提出先にしてください。

(第2号様式)

(別紙様式)

公述申出書

(整理番号)

茅野都市計道路の変更案に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

平成 年 月 日

長野県知事 阿部 守一 殿

公述申出人

住 所 〒

ふりがな
氏 名

(電話)

意見の要旨

- (備考) 1 意見の要旨は400字以内とし、簡潔にまとめてください。
 2 区域、位置等を特定して意見を公述しようとする場合は、その区域、位置等が容易に判読できるよう、縮尺3,000分の1以上の位置図を添付してください。
 3 自治会、組合、団体等の組織を代表して公述しようとするときは、その旨を明記してください。

(注) 用紙はA4判横長の横書き左とじとします。

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、諏訪都市計画に関する都市計画の変更案を作成するため、次のとおり長野県都市計画公聴会を開催します。

平成27年2月19日

長野県知事 阿部 守一

1 開催日時及び場所

- (1) 開催日時 平成27年3月22日（日）午後2時から
- (2) 開催場所 諏訪市役所 2階 201会議室（諏訪市高島1丁目22番30号）

2 都市計画の変更案の概要

- (1) 都市計画道路
 - 3・3・1号湖周線
 - 3・5・7号大手豊田線
 - 3・6・11号立石線
 - 3・4・19号四賀上諏訪線
 - 3・4・21号中央幹線
 - 3・5・22号神宮寺線
 - 3・6・27号岡谷茅野線

(2) 変更案の閲覧

公告の日から平成27年3月13日（金）まで、3の(3)の場所において閲覧に供します。

3 公述申出について

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、次により意見の概要を記載した文書（以下「公述申出書」といいます。）を提出してください

ださい。

(1) 公述申出のできる者

都市計画案に係る区域内の土地所有者その他利害関係を有する者

(2) 公述申出期間

公告の日から平成27年3月5日(木)まで(郵送の場合は、同日までに到着したものに限ります。)

(3) 公述申出書の提出先

長野県建設部都市・まちづくり課、長野県諏訪建設事務所、諏訪市役所

(4) 公述申出書の様式

別紙様式のとおり

4 公述人の選定

あらかじめ公述申出書を提出した者の中から知事が選出して公述人に通知します。

なお、公述の申出がない場合は、公聴会は中止します。

5 その他

この公聴会についての問い合わせは、公述申出書の提出先にしてください。

(第2号様式)

(別紙様式)

公　述　申　出　書

(整理番号)

諏訪都市計道路の変更案に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

平成　年　月　日

長野県知事 阿部 守一 殿

公述申出人

住 所 〒

ふりがな
氏 名

(電話)

意見の要旨

- (備考) 1 意見の要旨は400字以内とし、簡潔にまとめてください。
 2 区域、位置等を特定して意見を公述しようとする場合は、その区域、位置等が容易に判読できるよう、縮尺3,000分の1以上の位置図を添付してください。
 3 自治会、組合、団体等の組織を代表して公述しようとするときは、その旨を明記してください。

(注) 用紙はA4判横長の横書き左とじとします。

都市・まちづくり課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成27年2月19日

長野県長野保健福祉事務所長 山崎宗廣

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

長野保健福祉事務所・長野消費生活センター庁舎清掃業務委託

(2) 役務の特質

長野保健福祉事務所・長野消費生活センター庁舎及びその構内の清掃作業

(3) 履行期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(4) 履行場所

長野市大字中御所字岡田98-1

長野保健福祉事務所・長野消費生活センター庁舎及びその構内

2 入札に参加する者に必要な資格等

入札に参加する者に必要な資格、入札の場所及び日時その他財務規則（昭和42年長野県規則第2号）第122条第1項各号に掲げる事項は、入札説明書に記載のとおりです。

3 その他

(1) 詳細は、入札説明書、契約書（案）及び仕様書によります。入札説明書、契約書（案）及び仕様書は、次の場所で交付します。

長野市大字中御所字岡田98-1

長野保健福祉事務所総務課

電話 026（223）2131

なお、入札説明書、契約書（案）及び仕様書については、次のアドレスからダウンロードすることもできます。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/nagaho/index.html>

(2) この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成27年3月2日（月）午後5時までに(1)の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(3) 本件入札は、本契約に係る予算が議会で可決され、平成27年4月1日以降で当該予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じます。

健康福祉政策課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成27年2月19日

長野県長野保健福祉事務所長 山崎宗廣

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

長野保健福祉事務所・長野消費生活センター庁舎空調設備保守点検業務委託

(2) 役務の特質

長野保健福祉事務所・長野消費生活センター庁舎の空調設備保守点検業務

(3) 履行期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(4) 履行場所

長野市大字中御所字岡田98-1

長野保健福祉事務所・長野消費生活センター庁舎

2 入札に参加する者に必要な資格等

入札に参加する者に必要な資格、入札の場所及び日時その他財務規則（昭和42年長野県規則第2号）第122条第1項各号に掲げる事項は、入札説明書に記載のとおりです。

3 その他

(1) 詳細は、入札説明書、契約書（案）及び仕様書によります。入札説明書、契約書（案）及び仕様書は、次の場所で交付します。

長野市大字中御所字岡田98-1

長野保健福祉事務所総務課

電話 026（223）2131

なお、入札説明書、契約書（案）及び仕様書については、次のアドレスからダウンロードすることもできます。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/nagaho/index.html>

(2) この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成27年3月2日（月）午後5時までに(1)の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(3) 本件入札は、本契約に係る予算が議会で可決され、平成27年4月1日以降で当該予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じます。

健康福祉政策課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成27年2月19日

長野県上田建設事務所長 河西明彦

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

平成27年度県単道路管理設備保守点検業務

(2) 役務の特質

入札説明書によります。

(3) 履行期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(4) 履行場所

一般国道144号 上田市荒井ほか

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表のその他の契約の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。

- (3) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 長野県内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。
- (6) 過去5年以内に道路情報表示装置、気象観測装置、道路冠水警報表示装置、画像監視装置並びにトンネル非常警報装置の設置工事又は保守点検業務の履行実績を有する者であること。

3 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

上田市材木町1-2-6

長野県上田建設事務所 総務課

電話 0268(25)7162

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成27年3月13日(金) 午前10時

イ 場所 長野県上田合同庁舎 601号会議室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成27年3月2日(月)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、平成27年3月12日(木)までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

5 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県上田建設事務所長は、この契約を変更し、又は解除することがで

きるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

道路管理課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成27年2月19日

長野県上田建設事務所長 河西明彦

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

ダムの自家用電気工作物の保安管理業務

(2) 役務の特質

入札説明書によります。

(3) 履行期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(4) 履行場所

上田市鹿教湯温泉 内村ダム

東御市和 金原ダム

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当するものであることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表のその他の契約の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。

(3) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

(5) 電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）第52条第2項に規定する保安管理業務を委託する契約を締結できる者であること。

(6) 過去5年以内に同種の保安管理業務の履行実績を有する者であること。

(7) 長野県内に本店又は営業所を有する者であること。

3 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所並びに問い合わせ先

上田市材木町1-2-6

長野県上田建設事務所 総務課

電話 0268 (25) 7162

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成27年3月13日(金) 午前10時15分

イ 場所 長野県上田合同庁舎 601号会議室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成27年3月2日(月)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、平成27年3月12日(木)までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

5 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県上田建設事務所長は、この契約を変更し、又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

河川課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成27年2月19日

長野県上田建設事務所長 河西明彦

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

ダム管理設備の保守点検業務

(2) 役務の特質

入札説明書によります。

(3) 履行期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(4) 履行場所

上田市鹿教湯温泉 内村ダム

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当するものであることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表のその他の契約の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。

(3) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

(5) 過去5年以内に同種の保守点検業務の履行実績を有する者であること。ただし、電波法（昭和25年法律第131号）第24条の2第1項の規定による登録を受けている者は、その履行実績を有する者とみなします。

(6) 長野県内に本店又は営業所を有する者であること。

3 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所並びに問い合わせ先

上田市材木町1-2-6

長野県上田建設事務所 総務課

電話 0268 (25) 7162

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成27年3月13日(金) 午前10時30分

イ 場所 長野県上田合同庁舎 601号会議室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成27年3月2日(月)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、平成27年3月12日(木)までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

ださい。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

5 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県上田建設事務所長は、この契約を変更し、又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

河川課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成27年2月19日

長野県上田建設事務所長 河西明彦

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

水防情報システム及び土砂災害監視施設の保守点検業務

(2) 役務の特質

入札説明書によります。

(3) 履行期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(4) 履行場所

長野県上田建設事務所管内

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当するものであることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表のその他の契約の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。

(3) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

(5) 過去5年以内に同種の保守点検業務の履行実績を有する者であること。ただし、電波法（昭和25年法律第131号）第24条の2第1項の規定による登録を受けている者は、その履行実績を有する者とみなします。

(6) 長野県内に本店又は営業所を有する者であること。
入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所並びに問い合わせ先

上田市材木町1-2-6

長野県上田建設事務所 総務課

電話 0268(25)7162

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成27年3月13日（金）午前10時45分

イ 場所 長野県上田合同庁舎 601号会議室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成27年3月2日（月）午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、平成27年3月12日（木）までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

5 その他

- (1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県上田建設事務所長は、この契約を変更し、又は解除することができるものとします。
- (2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

河川課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成27年2月19日

長野県上田建設事務所長 河西 明彦

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務
ダムの多重無線設備の保守点検業務
- (2) 役務の特質
入札説明書によります。
- (3) 履行期間
平成27年4月1日から平成28年3月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

4 履行場所

上田市鹿教湯温泉 内村ダム
東御市和 金原ダム

5 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当するものであることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表のその他の契約の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。
- (3) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 過去5年以内に同種の保守点検業務の履行実績を有する者であること。ただし、電波法（昭和25年法律第131号）第24条の

2 第1項の規定による登録を受けている者は、その履行実績を有する者とみなします。

6 長野県内に本店又は営業所を有する者であること。

3 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所並びに問い合わせ先

上田市材木町1-2-6

長野県上田建設事務所 総務課

電話 0268 (25) 7162

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成27年3月13日（金）午前11時

イ 場所 長野県上田合同庁舎 601号会議室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成27年3月2日（月）午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、平成27年3月12日（木）までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

5 その他

- (1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県上田建設事務所長は、この契約を変更し、又は解除することができるものとします。

- (2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

河川課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成27年2月19日

長野県上田建設事務所長 河西明彦

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

ダム管理設備の保守点検業務

(2) 役務の特質

入札説明書によります。

(3) 履行期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(4) 履行場所

東御市和金原ダム

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当するものであることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表のその他の契約の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。

(3) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

(5) 過去5年以内に同種の保守点検業務の履行実績を有する者であること。ただし、電波法（昭和25年法律第131号）第24条の2第1項の規定による登録を受けている者は、その履行実績を有する者とみなします。

(6) 長野県内に本店又は営業所を有する者であること。

3 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所並びに問い合わせ先

上田市木材町1-2-6

長野県上田建設事務所 総務課

電話 0268(25)7162

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成27年3月13日（金）午前11時15分

イ 場所 長野県上田合同庁舎 601号会議室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事

項について説明した書類を、平成27年3月2日（月）午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、平成27年3月12日（木）までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

5 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県上田建設事務所長は、この契約を変更し、又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

河川課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成27年2月19日

長野県飯田建設事務所長 山岸勸

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

水防情報システム及び土砂災害監視施設の保守点検業務

(2) 役務の特質

入札説明書によります。

(3) 履行期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(4) 履行場所

飯田建設事務所 管内一円

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表のその他の契約の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。
- (3) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 過去5年以内に同種の保守点検業務の履行実績を有する者であること。ただし、電波法（昭和25年法律第131号）第24条の2第1項の規定による登録を受けている者は、その履行実績を有する者とみなします。
- (6) 長野県内に本店又は営業所を有する者であること。

3 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所並びに問い合わせ先

飯田市追手町2丁目678

長野県飯田建設事務所 総務課

電話 0265 (53) 0449

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成27年3月11日（水）午後2時

イ 場所 長野県飯田合同庁舎 505号会議室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成27年3月5日（木）午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、平成27年3月9日（月）までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

5 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する

長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県飯田建設事務所長は、この契約を変更し、又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

河川課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成27年2月19日

長野県伊那建設事務所長 飯ヶ浜 安 司

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

ダムのエレベーター設備保守点検業務

(2) 役務の特質

入札説明書によります。

(3) 履行期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(4) 履行場所

上伊那郡箕輪町 箕輪ダム

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表のその他の契約の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。

(3) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

(5) 昇降機検査資格者を配置できる者であること。

(6) 過去5年以内にエレベーター設備の保守点検業務の履行実績を有する者であること。

(7) 長野県内に本店又は営業所を有する者であること。

(8) 緊急時の出動要請に対し、原則60分以内に当該履行場所に到着できる者であること。

3 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所並びに問い合わせ先

伊那市荒井3497

長野県伊那建設事務所 総務課

電話 0265 (76) 6846

4 入札手続等

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成27年3月10日(火) 午前10時

イ 場所 長野県伊那合同庁舎 401号会議室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成27年2月27日(金)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、平成27年3月9日(月)までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

5 その他

- (1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県伊那建設事務所長は、この契約を変更し、又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

河川課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成27年2月19日

長野県伊那建設事務所長 飯ヶ浜 安司

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

ダムの自家用電気工作物の保安管理業務

(2) 役務の特質

入札説明書によります。

(3) 履行期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約)

(4) 履行場所

上伊那郡辰野町 横川ダム

上伊那郡箕輪町 箕輪ダム

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表のその他の契約の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。
- (3) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月25日付け22管第285号)に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 電気事業法施行規則(平成7年通商産業省令第77号)第52条第2項に規定する保安管理業務を委託する契約を締結できる者であること。
- (6) 過去5年以内に同種の保安管理業務の履行実績を有する者であること。
- (7) 長野県内に本店又は営業所を有する者であること。

3 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所並びに問い合わせ先

伊那市荒井3497

長野県伊那建設事務所 総務課

電話 0265(76)6846

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成27年3月10日(火) 午前10時30分

イ 場所 長野県伊那合同庁舎 401号会議室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成27年2月27日(金)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、平成27年3月9日(月)までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定め

る期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

5 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県伊那建設事務所長は、この契約を変更し、又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

河川課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成27年2月19日

長野県北信建設事務所長 新家智裕

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

水防情報システム及び土砂災害監視施設の保守点検業務

(2) 役務の特質

入札説明書によります。

(3) 履行期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(4) 履行場所

長野県北信建設事務所管内

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表のその他の契約の欄の等級区分がA又はBの等級に格付けされている者であること。

(3) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加資格停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴

力団関係者でないこと。

(5) 過去5年以内に同種の保守点検業務の履行実績を有する者であること。ただし、電波法（昭和25年法律第131号）第24条の2第1項の規定による登録を受けている者は、その履行実績を有する者とみなします。

(6) 長野県内に本店又は営業所を有する者であること。

3 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所並びに問い合わせ先

中野市大字壁田955

長野県北信建設事務所 総務課

電話 0269 (23) 0792

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成27年3月12日（木）午前10時30分

イ 場所 長野県北信合同庁舎 203号会議室

(3) 郵便による入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成27年3月5日（木）午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、平成27年3月11日（水）までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

5 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県北信建設事務所長は、この契約を変更し、又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

河川課

公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、公益社団法人長野県トラック協会ほか29団体について監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表します。

平成27年2月19日

長野県監査委員 吉澤直亮
同 田口敏子
同 上野紘志
同 垣内基良

平成26年度財政的援助団体等の監査の結果に関する報告**第1 監査の概要****1 監査の目的**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定及び平成26年度監査基本計画に基づき、長野県が財政的援助等を行っている団体の出納その他の事務の執行で当該財政的援助等に係るものについて、公正で、合理的かつ効率的に執行されているかという観点から、監査を実施しました。

2 対象年度

平成25年度執行分

3 対象団体及び実施期間

県から財政的援助を受けた団体等の中から、過去の監査の実施状況等を踏まえ、次の基準により30団体を選定し、平成26年11月6日から12月16日までの間に実施しました。

- (1) 県から資本金等の4分の1以上の出資又は出捐を受けている団体
- (2) 県から1,000万円以上の補助金、負担金、交付金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を受けている団体
- (3) 県から公の施設の管理を委任されている団体（指定管理者）

4 監査の実施方法

次の方法により、12団体については実地監査を、18団体については書面監査を実施しました。

- (1) 実地監査は、事務局職員による事務調査の結果を踏まえ、監査対象団体に出向き、提出された監査資料等に基づき、その内容を確認するとともに、関係者からの説明を聞き取るなどの方法により実施しました。
- (2) 書面監査は、事務局職員による事務調査の結果を踏まえ、提出された監査資料等に基づき、その内容を確認するなどの方法により実施しました。

5 監査結果の区分**(1) 指摘事項**

明らかに法令等に違反しているもの、故意又は重大な過失によるもの、財政的援助等を与えているものの出納その他の事務等が適切でないもの

(2) 指導事項

指摘事項には至らないものの、監査対象事項に係る出納その他の事務の執行に留意又は改善を要するものとして、指導し、改善を促したもの

(3) 検討事項

監査対象事項に係る出納その他の事務の執行に検討を求めたもの

第2 監査の結果

監査を実施した30団体において、指摘事項及び検討事項はありませんでしたが、指導事項は2団体に4件（公益社団法人長野県林業公社2件、長野県住宅供給公社2件）ありました。

監査委員の意見は3団体に3件（一般財団法人塩尻・木曽地域地場産業振興センター1件、長野県中小企業団体中央会1件、公益社団法人長野県林業公社1件）を添えました。

また、所管部局については、指導事項が2件（建設部2件）ありました。

監査対象団体ごとの監査結果、所管部局に対する監査結果は、以下のとおりです。

1 監査対象団体ごとの監査結果**(1) 実地監査**

監査団体名	公益社団法人 長野県トラック協会			No. 1
団体所在地	長野市大字南長池710-3			
監査年月日	平成26年11月11日		所管部局	企画振興部
団体の概要	代表者	会長 岩下 勝美		
	設立年月日	昭和49年5月4日	資本金等	基本財産 718,350,179 円
	主な事業の内容	1 貨物自動車運送事業に関する指導、調査及び研究 2 貨物自動車運送事業の近代化合理化のための事業 3 貨物自動車運送事業の近代化合理化のための事業を行う貨物自動車運送事業者の全国団体に対する出捐 4 法令及び税制に関する調査、研究 5 行政庁の行う貨物自動車運送事業法その他の法令の施行の措置に対する協力 6 貨物自動車運送事業法に基づく、地方貨物自動車運送適正化事業 7 貨物自動車運送事業の社会的、経済的地位の向上に寄与する施策と宣伝、啓発		
	平成25年度 決算状況	収入 424,220,157 円 支出 420,933,096 円	当期正味財産増減額 △ 1,513,142 円 正味財産期末残高 1,836,678,730 円	
	監査対象項目	補助金（運輸事業振興助成補助金）		
監査結果	指摘事項等はありませんでした。			

監査団体名	学校法人 長野日本大学学園			No. 2
団体所在地	長野市大字東和田字中道253-3			
監査年月日	平成26年11月6日		所管部局	県民文化部
団体の概要	代表者	理事長 小野 勝彦		
	設立年月日	昭和34年1月26日	資本金等	基本金 7,165,508,974 円
	主な事業の内容	1 長野日本大学高等学校の経営 2 長野日本大学中学校の経営 3 長野小学校の経営 4 あかしや幼稚園の経営		
	平成25年度 決算状況	収入 1,058,954,092 円 支出 971,803,106 円	当期消費収支差額 87,150,986 円 次期繰越消費収支差額 2,881,839,668 円	
	監査対象項目	1 補助金 (1) 私立高等学校教育振興費補助金 (2) 私立中学校教育振興費補助金 (3) 私立小学校教育振興費補助金 (4) 私立幼稚園教育振興費補助金 (5) 私立高等学校授業料等軽減事業補助金 2 交付金（高等学校等就学支援金）		
監査結果	指摘事項等はありませんでした。			

監査団体名	公益財団法人 南信州・飯田産業センター			No. 3			
団体所在地	飯田市上郷別府3338-8						
監査年月日	平成26年11月13日		所管部局	産業労働部			
団体の概要	代表者	理事長 牧野 光朗					
	設立年月日	昭和58年7月29日	資本金等	基本財産 297,056,289 円			
	主な事業の内容	1 新製品又は新技術開発の研究支援に関する事業 2 デザイン開発又はブランド化支援に関する事業 3 地場産品普及のための展示、販売、実演等の支援に関する事業 4 人材養成のための教育研修及び実習に関する事業 5 産業技術に関する試験、検査、分析、評価、証明書等の発行及び技術的支援等に関する事業 6 産業センター、工業技術センター、飯田EMCセンター、航空宇宙産業クラスター拠点施設の管理運営に関する事業					
	平成25年度決算状況	収入 743,394,173 円 支出 627,131,377 円	当期正味財産増減額 正味財産期末残高	134,922,017 円 685,484,558 円			
	監査対象事項	1 出捐金（県出捐率29.4%） 2 補助金 (1) 航空宇宙産業育成強化支援事業補助金 (2) 地域発元気づくり支援金					
監査結果							
監査団体名	一般財団法人 塩尻・木曽地域地場産業振興センター			No. 4			
団体所在地	塩尻市大字木曽平沢2272-7						
監査年月日	平成26年11月12日		所管部局	産業労働部			
団体の概要	代表者	理事長 小口 利幸					
	設立年月日	平成4年8月19日	資本金等	基本財産 30,200,000 円			
	主な事業の内容	1 薬種及び酒類の販売を含む塩尻・木曽地域の地場産品の普及や消費者の啓発等、需要開拓に関する事業 2 生産者の資質の向上や後継者の育成等、人材育成に関する事業 3 新商品、新技術、新デザイン等の開発及び研究に関する事業 4 産地活性化のための各種調査並びに各種情報の収集、処理及び提供に関する事業					
	平成25年度決算状況	収入 273,856,423 円 支出 263,506,744 円	当期正味財産増減額 正味財産期末残高	418,018 円 353,574,832 円			
	監査対象事項	1 出捐金（県出捐率33.1%） 2 貸付金（中小企業高度化資金貸付金）					
監査結果							
意見	1 着実な返済計画の策定 平成5年度から6年度にかけて土地建物等設備資金として県から中小企業高度化資金5億6,450万円の無利子借入を行い、平成24年度には返済計画を策定し、償還に務められた結果、平成25年度末の当該借入金残高は9,866万円と減少しました。 今後も県と協議の上、着実な返済計画を策定し、償還するよう努めてください。						

監査団体名	一般財団法人 塩尻・木曽地域地場産業振興センター			No. 4			
団体所在地	塩尻市大字木曽平沢2272-7						
監査年月日	平成26年11月12日		所管部局	産業労働部			
団体の概要	代表者	理事長 小口 利幸					
	設立年月日	平成4年8月19日	資本金等	基本財産 30,200,000 円			
	主な事業の内容	1 薬種及び酒類の販売を含む塩尻・木曽地域の地場産品の普及や消費者の啓発等、需要開拓に関する事業 2 生産者の資質の向上や後継者の育成等、人材育成に関する事業 3 新商品、新技術、新デザイン等の開発及び研究に関する事業 4 産地活性化のための各種調査並びに各種情報の収集、処理及び提供に関する事業					
	平成25年度決算状況	収入 273,856,423 円 支出 263,506,744 円	当期正味財産増減額 正味財産期末残高	418,018 円 353,574,832 円			
	監査対象事項	1 出捐金（県出捐率33.1%） 2 貸付金（中小企業高度化資金貸付金）					
監査結果	指摘事項等はありませんでした。						
意見	1 着実な返済計画の策定 平成5年度から6年度にかけて土地建物等設備資金として県から中小企業高度化資金5億6,450万円の無利子借入を行い、平成24年度には返済計画を策定し、償還に務められた結果、平成25年度末の当該借入金残高は9,866万円と減少しました。 今後も県と協議の上、着実な返済計画を策定し、償還するよう努めてください。						

監査団体名	株式会社 長野協同データセンター			No. 5
団体所在地	長野市大字安茂里1089			
監査年月日	平成26年11月7日		所管部局	産業労働部
団体の概要	代表者	代表取締役社長 宮野尾 文夫		
	設立年月日	平成2年10月25日		資本金等 資本金 100,000,000 円
	主な事業の内容	1 ソフトウェア業務（システム開発、販売及び保守） 2 測量及び各種台帳作成業務 3 固定資産評価データ作成及び各種データベース構築業務 4 地図情報（G I S）処理サービスに関する業務		
	第25期 決算状況 (H25.7.1 ~ H26.6.30)	収入 支出	173,988,126 円 168,733,415 円	当期純利益 利益剰余金 3,968,211 円 15,696,946 円
	監査対象項目	資本金（県出資率30.0%）		
監査結果	指摘事項等はありませんでした。			

監査団体名	長野県中小企業団体中央会			No. 6
団体所在地	長野市大字中御所字岡田131-10			
監査年月日	平成26年11月19日		所管部局	産業労働部
団体の概要	代表者	会長代行 春日 英廣		
	設立年月日	昭和30年11月22日		資本金等 基金 45,790,000 円
	主な事業の内容	1 組合の組織、事業及び経営の指導並びに連絡 2 組合の設立指導 3 組合の監査 4 組合の指導者の養成 5 講習会、研究会及び講演会の開催 6 情報の提供 7 調査及び研究 8 組合の事業に関する展示会、見本市等の開催又はその開催のあっせん 9 表彰 10 図書、機関紙及び資料の刊行 11 職業紹介事業		
	平成25年度 決算状況	収入 支出	405,678,922 円 403,678,659 円	当期剰余金 次期繰越剰余金 2,000,263 円 6,148,086 円
監査対象項目	補助金（中小企業連携組織対策事業費補助金）			182,560,000 円
監査結果	指摘事項等はありませんでした。			
意見	1 財務諸表に対する注記の付記 財務諸表に対する会計方針等の注記が未だ記載されていませんので、注記を付し、わかりやすい決算関係書類としてください。			

監査団体名	長野県土地改良事業団体連合会				No. 7	
団体所在地	長野市大字南長野字宮東452-1					
監査年月日	平成26年11月18日		所管部局	農政部		
団体の概要	代表者	会長 中原 正純				
	設立年月日	昭和33年6月19日	資本金等	基本財産	37,675,050 円	
	主な事業の内容	1 会員の行う土地改良事業に関する技術的な指導その他の援助 2 土地改良事業に関する教育及び情報の提供 3 土地改良事業に関する調査及び研究 4 国又は県の行う土地改良事業に対する協力				
	平成25年度決算状況	収入 支出	1,972,184,860 円 1,948,229,440 円	当期正味財産増減額 正味財産期末残高	257,025,405 円 5,552,285,083 円	
監査対象項目	1 補助金 (1) 土地改良施設維持管理適正化事業補助金 (2) 水土総合強化推進事業補助金 (3) 土地改良負担金償還平準化資金利子補給金				112,699,826 円 102,360,000 円 9,140,000 円 1,199,826 円	
監査結果	指摘事項等はありませんでした。					

監査団体名	公益社団法人 長野県林業公社				No. 8	
団体所在地	長野市大字中御所字岡田30-16					
監査年月日	平成26年11月6日		所管部局	林務部		
団体の概要	代表者	副理事長 宮崎 広雄				
	設立年月日	昭和41年7月8日	資本金等	出資金	68,000,000 円	
	主な事業の内容	1 森林整備に関する造林及び育林の分収林事業 2 森林及び林業に関する普及啓発事業 3 森林管理等に関する受託事業				
	平成25年度決算状況	収入 支出	1,266,751,346 円 1,244,798,969 円	当期正味財産増減額 正味財産期末残高	△ 2,543,246 円 △ 151,117,560 円	
監査対象項目	1 出資金（県出資率 100%） 2 補助金 (1) 森林造成事業補助金 (2) 野生鳥獣総合管理対策事業補助金 (3) 林業再生総合対策事業補助金 (4) 森林整備合理化計画推進事業補助金 3 貸付金（平成13年度以降発生利息は全て無利子としている。） 4 未収利息（上記貸付金に係る未収利息） 5 損失補償（損失補償借入金の年度末残高）				68,000,000 円 194,226,921 円 138,372,000 円 15,765,000 円 29,060,100 円 11,029,821 円 17,566,608,750 円 5,877,967,633 円 8,767,959,022 円	
監査結果	<p>指導事項</p> <p>1 平成25年度決算で計上された過年度支払利息582,182千円について</p> <p>平成13年度より、平成9年度以前の県からの借入金に対する利息を無利子（平成10年度以降の借入金は当初より無利子）とし、元利一括償還とする契約変更が行なわれました。この時点で平成9年度借入までに係る利息の計算に当たり未払計上すべきであった金額があり、その後の支払額を差引き、未払額を計上したものです。</p> <p>公社は当該金額を正味財産増減額計算書上、経常費用（事業資金借入金支払利息）として処理していますが、当該金額は公益社団法人移行前の発生額であり、過年度損益を修正するものであるため、経常外増減の部経常外費用（事業資金借入金過年度支払利息）に計上することが適当でした。</p> <p>2 決算書の財務諸表に対する注記の検討</p> <p>公益法人会計基準及び林業公社会計基準に従い、必要な事項について誤解を生じさせない文面に改めるよう検討してください。</p>					
意見	<p>1 経営改革プランの着実な実行</p> <p>林業公社は、公社組織を改革するとともに、企業的感覚を持って経営改革を実施するため、平成26年5月に経営改革プラン（計画期間：平成26年度～平成32年度）を策定しました。このプランでは、組織の改革等による経費節減を図るほか、契約団地ごとに現在と将来の評価を行う「施業地カルテ」を平成28年度までに作成し、これに基づき、平成29年度に社営林の施業方針や伐採計画等を記載した長期事業計画を作成するなどとしています。</p> <p>しかしながら、本プランでは県民負担が平成88年度に160億円を超えるとする試算のもと、経営改善を進めても本プランの効果は18億円と計算されています。まずは、この経営改革プランを着実に実行した上で、当公社の改革の進め方について更なる検討が必要と考えます。</p>					

監査団体名	長野県住宅供給公社			No. 9
団体所在地	長野市大字南長野南県町1003-1			
監査年月日	平成26年11月18日		所管部局	建設部
団体の概要	代表者	理事長 和田 恒良		
	設立年月日	昭和30年3月24日	資本金等	基本財産 60,560,000 円
	主な事業の内容	1 住宅の建設及び分譲 2 住宅の賃貸及び管理 3 宅地の造成、賃貸及び譲渡 4 居住者の利便施設の建設、賃貸、管理及び譲渡 5 住宅と一体として建設する事務所等の施設の建設、賃貸、管理及び譲渡 6 委託による住宅等の建設、賃貸及び管理、住宅を取りまく環境整備等の受託業務		
	平成25年度決算状況	収益 3,993,783,158 円 費用 3,654,011,235 円	当期純利益 当期末剰余金残高	339,771,923 円 10,741,358,208 円
	監査対象項目	1 出捐金（県出捐率 100%） 2 貸付金 (1) 勤労者分譲住宅建設資金融資事業貸付金 (2) 都市再開発事業資金貸付事業貸付金		60,560,000 円 754,340,000 円 340,000 円 754,000,000 円
	監査結果	指導事項 1 県営住宅の管理に関する基本協定に基づく事務処理の改善 基本協定に基づく以下の事務処理について改善してください。 (1) 県からの無償貸与品（備品等）の台帳を作成してください。 (2) 県から平成24年度に無償貸与されたパソコンを基本協定の無償貸与品一覧表に記載してください。 2 文書取扱規程に基づく事務処理の改善 文書分類表等を作成してください。		

監査団体名	長野県土地開発公社			No.10
団体所在地	長野市大字南長野字幅下692-2 長野県庁東庁舎内			
監査年月日	平成26年11月7日		所管部局	建設部
団体の概要	代表者	理事長職務代理者 副理事長 奥村 康博		
	設立年月日	昭和48年6月1日	資本金等	基本財産 19,000,000 円
	主な事業の内容	1 公有地の拡大の推進に関する法律第17条第1項各号の土地の取得、造成その他の管理及び処分に関する業務 2 国、地方公共団体その他公共的団体からの委託に基づく、土地の取得のあっせん、調査、測量その他これらに類する業務		
	平成25年度決算状況	収益 633,454,276 円 費用 622,388,203 円	当期純利益 当期末準備金	11,066,073 円 549,013,963 円
	監査対象項目	出資金（県出資率 100%）		
	監査結果	指摘事項等はありませんでした。		

監査団体名	公益財団法人 長野県体育協会			No.11
団体所在地	長野市大字南長野字聖徳545-1			
監査年月日	平成26年11月19日		所管部局	教育委員会
団体の概要	代表者	理事長 林 泰章		
	設立年月日	昭和21年9月1日	資本金等	基本財産 538,564,469 円
	主な事業の内容	1 県民の体力向上及び競技者の競技力向上の推進 2 國際的、全国的又は全県的な規模で行われるスポーツ事業に関する協力及び援助 3 国民体育大会の参加役員及び競技者の選定及び派遣 4 スポーツ少年団の育成 5 スポーツ指導者の養成 6 スポーツに関する情報を収集し相談に応じるとともに、広報・啓発活動を実施 7 スポーツ功績者の表彰		
	平成25年度決算状況	収入 355,637,246 円 支出 355,770,297 円	当期正味財産増減額 △ 2,881,369 円 正味財産期末残高 699,026,755 円	
監査対象項目	1 補助金(社会体育振興事業補助金) (1) 公益財団法人長野県体育協会運営費等補助金 (2) 国民体育大会選手団派遣費補助金 (3) 馬匹管理費補助金 (4) 北信越国体対策事業補助金 (5) マルチサポート事業補助金 (6) 公益財団法人長野県体育協会社会体育振興事業補助金 2 負担金 (1) ジュニア競技力向上事業負担金 (2) SWANプロジェクト事業負担金		117,690,674 円 36,165,000 円 75,939,674 円 1,920,000 円 600,000 円 2,066,000 円 1,000,000 円 20,397,000 円 16,388,000 円 4,009,000 円	
監査結果	指摘事項等はありませんでした。			

監査団体名	公益財団法人 長野県暴力追放県民センター			No.12
団体所在地	長野市大字南長野字幅下692-2 長野県庁東庁舎内			
監査年月日	平成26年11月11日		所管部局	警察本部
団体の概要	代表者	理事長 山浦 愛幸		
	設立年月日	平成3年5月1日	資本金等	基本財産 345,960,000 円
	主な事業の内容	1 暴力団追放のための広報啓発事業 2 暴力団追放のための地域及び職域における活動に対する協力支援事業 3 暴力団に関する相談事業 4 暴力団から離脱する意志を有する者に対する援助事業 5 暴力団員による不当な要求による被害を防止するため事業者が選任した責任者に対して公安委員会の委託を受けて行う講習事業 6 暴力団の不当な行為に係る被害者に対する給付金、民事訴訟の支援等の保護及び救済の事業 7 暴力団に対する監視及び情報収集の事業		
	平成25年度決算状況	収入 35,118,908 円 支出 35,020,831 円	当期正味財産増減額 △ 158,447 円 正味財産期末残高 370,100,461 円	
監査対象項目	1 出捐金(県出捐率 57.8%)		200,000,000 円	
	2 補助金(長野県暴力追放県民センター補助金)		5,887,000 円	
監査結果	指摘事項等はありませんでした。			

(2) 書面監査

監査団体名	学校法人 清泉女学院			No.13
団体所在地	神奈川県鎌倉市城廻字打越200-1			
監査年月日	平成26年12月16日		所管部局	県民文化部
団体の概要	代表者	理事長 塩谷 悅子		
	設立年月日	昭和13年5月12日	資本金等	基本金 22,086,741,580 円
	主な事業の内容	1 長野清泉女学院高等学校、長野清泉女学院中学校の経営 2 清泉女学院大学、清泉女学院短期大学等の経営		
	平成25年度決算状況	収入 支出	4,224,651,427 円 4,478,621,935 円	当期消費収支差額 △ 253,970,518 円 次期繰越消費収支差額 5,855,994,283 円
監査対象事項	1 補助金 (1) 私立高等学校教育振興費補助金 (2) 私立中学校教育振興費補助金 (3) 私立高等学校授業料等軽減事業補助金 2 交付金(高等学校等就学支援金)			
△ 206,404,100 円 172,080,000 円 32,951,000 円 1,373,100 円 61,946,700 円				
監査結果	指摘事項等はありませんでした。			

監査団体名	学校法人 浅川学園			No.14
団体所在地	長野市檀田2-8-22			
監査年月日	平成26年12月16日		所管部局	県民文化部
団体の概要	代表者	理事長 原田 誠龍		
	設立年月日	昭和47年3月31日	資本金等	基本金 175,956,586 円
	主な事業の内容	ひかり幼稚園の経営		
	平成25年度決算状況	収入 支出	45,997,305 円 68,194,205 円	当期消費収支差額 △ 16,259,796 円 次期繰越消費収支差額 △ 61,855,173 円
監査対象事項	1 補助金 (1) 私立幼稚園教育振興費補助金 (2) 安心こども基金事業補助金			
△ 20,077,000 円 19,411,000 円 666,000 円				
監査結果	指摘事項等はありませんでした。			

監査団体名	学校法人 くるみ学園			No.15
団体所在地	東御市県326-5			
監査年月日	平成26年12月16日		所管部局	県民文化部
団体の概要	代表者	理事長 柳沢 直		
	設立年月日	昭和54年10月26日	資本金等	基本金 102,008,020 円
	主な事業の内容	くるみ幼稚園の経営		
	平成25年度決算状況	収入 54,939,101 円 支出 49,460,780 円	当期消費収支差額 次期繰越消費収支差額	5,478,321 円 23,534,923 円
監査対象項目	補助金（私立幼稚園教育振興費補助金）			17,619,000 円
監査結果	指摘事項等はありませんでした。			

監査団体名	学校法人 三嶋学園			No.16
団体所在地	北佐久郡御代田町大字御代田2744			
監査年月日	平成26年12月16日		所管部局	県民文化部
団体の概要	代表者	理事長 三嶋 道子		
	設立年月日	昭和49年12月25日	資本金等	基本金 268,406,418 円
	主な事業の内容	杉の子幼稚園の経営		
	平成25年度決算状況	収入 78,720,542 円 支出 80,629,046 円	当期消費収支差額 次期繰越消費収支差額	△ 1,908,504 円 △ 110,643,448 円
監査対象項目	1 補助金 (1) 私立幼稚園教育振興費補助金 (2) 安心こども基金事業補助金			28,217,000 円 28,198,000 円 19,000 円
監査結果	指摘事項等はありませんでした。			

監査団体名	学校法人 ルンビニ学園			No.17
団体所在地	長野市栗田465			
監査年月日	平成26年12月16日		所管部局	県民文化部
団体の概要	代表者	理事長 新出 光祐		
	設立年月日	昭和42年4月1日	資本金等	基本金 300,910,246 円
	主な事業の内容	ルンビニ幼稚園の経営		
	平成25年度決算状況	収入 57,188,148 円 支出 77,461,052 円	当期消費収支差額 次期繰越消費収支差額	△ 20,272,904 円 △ 72,512,968 円
監査対象項目	補助金（私立幼稚園教育振興費補助金）			23,371,000 円
監査結果	指摘事項等はありませんでした。			

監査団体名	学校法人 聖母マリア学園			No.18
団体所在地	須坂市大字須坂1092			
監査年月日	平成26年12月16日		所管部局	県民文化部
団体の概要	代表者	理事長 安藤 誠		
	設立年月日	昭和39年2月27日	資本金等	基本金 285,031,056 円
	主な事業の内容	須坂マリア幼稚園の経営		
	平成25年度決算状況	収入 68,699,974 円 支出 59,802,639 円	当期消費収支差額 次期繰越消費収支差額	8,897,335 円 △ 135,150,147 円
監査対象項目	補助金（私立幼稚園教育振興費補助金）			18,998,000 円
監査結果	指摘事項等はありませんでした。			

監査団体名	学校法人 伊藤学園			No.19
団体所在地	中野市中央4-2-5			
監査年月日	平成26年12月16日		所管部局	県民文化部
団体の概要	代表者	理事長 伊藤 勇		
	設立年月日	昭和42年12月27日	資本金等	基本金 179,636,789 円
	主な事業の内容	中野中央幼稚園の経営		
	平成25年度決算状況	収入 61,194,092 円 支出 69,221,284 円	当期消費収支差額 次期繰越消費収支差額	△ 7,730,882 円 △ 78,350,460 円
監査対象項目	1 様助金 (1) 私立幼稚園教育振興費補助金 (2) 安心こども基金事業補助金			21,411,000 円 21,078,000 円 333,000 円
監査結果	指摘事項等はありませんでした。			

監査団体名	学校法人 鈴蘭幼稚園			No.20
団体所在地	松本市県1-4-23			
監査年月日	平成26年12月16日		所管部局	県民文化部
団体の概要	代表者	理事長 市川 嘉章		
	設立年月日	昭和43年7月5日	資本金等	基本金 245,320,520 円
	主な事業の内容	鈴蘭幼稚園の経営		
	平成25年度決算状況	収入 51,855,607 円 支出 55,342,340 円	当期消費収支差額 次期繰越消費収支差額	△ 3,486,733 円 △ 54,294,190 円
監査対象項目	補助金（私立幼稚園教育振興費補助金）			21,325,000 円
監査結果	指摘事項等はありませんでした。			

監査団体名	株式会社 フードサービスシンワ			No.21-1
団体所在地	南佐久郡小海町大字千代里2392-1			
監査年月日	平成26年12月16日		所管部局	県民文化部
団体の概要	代表者	代表取締役社長 有坂 康躬		
	設立年月日	昭和44年6月27日	指定管理者の指定期間	平成24年4月1日～平成29年3月31日
	主な事業の内容	<p><指定管理業務内容></p> <p>長野県都市公園条例第20条の規定により指定管理者が行う長野県佐久創造館の指定管理</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 施設及び備品等の維持管理に関する業務 2 創造館の利用許可及び利用料金に関する業務 3 文化の振興に資する事業の企画及び実施に関する業務 		
	平成25年度決算状況	<指定管理業務> 収入 38,851,385円 支出 38,851,385円	当期収支差額	0円
監査対象項目	1 指定管理料（長野県佐久創造館管理運営業務） 2 補助金（文化施設芸術文化普及事業補助金）			29,938,000円 1,200,000円
監査結果	指摘事項等はありませんでした。			

監査団体名	株式会社 フードサービスシンワ			No.21-2
団体所在地	南佐久郡小海町大字千代里2392-1			
監査年月日	平成26年12月16日		所管部局	教育委員会
団体の概要	代表者	代表取締役社長 有坂 康躬		
	設立年月日	昭和44年6月27日	指定管理者の指定期間	平成25年4月1日～平成27年3月31日
	主な事業の内容	<p><指定管理業務内容></p> <p>長野県青年の家の条例第5条の規定により指定管理者が行う長野県須坂青年の家の指定管理</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 施設及び設備の維持管理に関する業務 2 青年の家の利用の許可に関する業務 3 青年の家の利用に係る料金に関する業務 4 青少年の健全な育成に資する事業の企画及び実施に関する業務 		
	平成25年度決算状況	<指定管理業務> 収入 54,385,977円 支出 54,385,977円	当期収支差額	0円
監査対象項目	指定管理料（長野県須坂青年の家の管理運営業務）			27,300,000円
監査結果	指摘事項等はありませんでした。			

監査団体名	公益財団法人 長野県生活衛生営業指導センター			No.22
団体所在地	長野市大字南長野妻科426-1			
監査年月日	平成26年12月16日		所管部局	健康福祉部
団体の概要	代表者	理事長 加藤 文人		
	設立年月日	昭和56年3月25日	資本金等	基本財産 10,201,000 円
	主な事業の内容	1 衛生施設の維持及び改善向上並びに経営の健全化についての相談及び指導 2 利用者若しくは消費者の苦情の処理及び苦情に関する営業者又は組合の指導 3 標準営業約款(Sマーク)の普及促進及び営業者の登録 4 調査研究及び講習会、展示会等の企画、開催又はあっせん		
	平成25年度決算状況	収入 20,232,818 円 支出 19,528,489 円	当期正味財産増減額 正味財産期末残高	704,329 円 17,987,160 円
監査対象項目	1 出捐金(出捐率49.0%) 2 補助金(生活衛生営業指導費補助金)			5,000,000 円 16,957,000 円
監査結果	指摘事項等はありませんでした。			

監査団体名	長野県職業能力開発協会			No.23
団体所在地	長野市大字南長野南県町688-2			
監査年月日	平成26年12月16日		所管部局	産業労働部
団体の概要	代表者	会長 太田 哲郎		
	設立年月日	昭和54年11月1日		
	主な事業の内容	1 会員の行う職業訓練、職業能力検定等に関する業務についての指導及び連絡 2 職業訓練及び職業能力検定に関する技術的事項についての相談、指導及び援助 3 技能労働者に関する情報提供 4 事業主の行う職業訓練に従事する者の研修 5 職業訓練、職業能力検定その他職業能力の開発に関する情報及び資料の提供並びに調査研究		
	平成25年度決算状況	収入 213,154,679 円 支出 219,274,839 円	当期正味財産増減額 正味財産期末残高	△ 6,120,160 円 37,291,828 円
監査対象項目	1 補助金 (1) 職業能力開発事業補助金 (2) 認定職業訓練助成事業補助金			35,510,000 円 34,760,000 円 750,000 円
監査結果	指摘事項等はありませんでした。			

監査団体名	上松町商工会			No.24
団体所在地	木曽郡上松町本町通り2-8			
監査年月日	平成26年12月16日		所管部局	産業労働部
団体の概要	代表者	会長 羽毛田 盛雄		
	設立年月日	昭和35年8月26日		
	主な事業の内容	1 商工業に関する相談又は指導 2 商工業に関する情報又は資料の収集及び提供 3 商工業に関する講習会又は講演会の開催 4 展示会、共進会等の開催、又はこれらの開催のあっせん 5 長野県商工会連合会の委託による商工貯蓄共済事業及び全国商工会員福祉共済事業の業務 6 商工会としての意見の公表、国会・行政庁等への具申又は建議		
	平成25年度決算状況	収入 49,032,660 円 支出 49,225,656 円	当期収支差額 △192,996 円 次期繰越収支差額 1,186,629 円	
	監査対象項目	補助金（小規模事業経営支援事業費補助金）		
監査結果	指摘事項等はありませんでした。			

監査団体名	小谷村商工会			No.25
団体所在地	北安曇郡小谷村千国乙6762			
監査年月日	平成26年12月16日		所管部局	産業労働部
団体の概要	代表者	会長 石田 憲明		
	設立年月日	昭和36年1月25日		
	主な事業の内容	1 商工業に関する相談又は指導 2 商工業に関する情報又は資料の収集及び提供 3 商工業に関する講習会又は講演会の開催 4 展示会、共進会等の開催、又はこれらの開催のあっせん 5 長野県商工会連合会の委託による商工貯蓄共済事業及び全国商工会員福祉共済事業の業務 6 商工会としての意見の公表、国会・行政庁等への具申又は建議		
	平成25年度決算状況	収入 43,109,767 円 支出 43,456,753 円	当期収支差額 △346,986 円 次期繰越収支差額 2,031,846 円	
	監査対象項目	補助金（小規模事業経営支援事業費補助金）		
監査結果	指摘事項等はありませんでした。			

監査団体名	長野県山岳協会・やまたみ			No.26
団体所在地	塩尻市大字広丘吉田3359			
監査年月日	平成26年12月16日		所管部局	観光部
団体の概要	代表者	会長 唐木 真澄		
	設立年月日	平成24年4月1日	指定管理者の指定期間	平成24年4月1日～平成27年3月31日
	主な事業の内容	<指定管理業務内容> 長野県山岳総合センター条例第4条の規定により指定管理者が行う長野県山岳総合センターの指定管理 1 施設及び設備の維持管理に関する業務 2 施設の運営に関する業務 3 山岳に関する研究及び調査に関する業務 4 山岳における野外活動に関する教育事業及び普及事業の企画・実施に関する業務		
	平成25年度決算状況	<指定管理業務> 収入 36,818,889 円 支出 37,588,524 円	当期収支差額	△ 769,635 円
	監査対象項目	指定管理料(長野県山岳総合センター管理運営業務)		
監査結果	指摘事項等はありませんでした。			

監査団体名	公益社団法人 長野県農業担い手育成基金			No.27
団体所在地	長野市大字南長野字幅下692-2 長野県庁東庁舎内			
監査年月日	平成26年12月16日		所管部局	農政部
団体の概要	代表者	理事長 大槻 憲雄		
	設立年月日	平成5年7月8日	資本金等	基本財産 1,975,623,185 円
	主な事業の内容	1 青年等の就農希望者に対する助成に関する事業 2 就農支援資金の貸付に関する事業 3 青年農業者等の支援のための相談活動に関する事業		
	平成25年度決算状況	収入 1,538,282,458 円 支出 1,547,172,818 円	当期正味財産増減額 正味財産期末残高	△ 3,532,075 円 1,039,289,140 円
	監査対象項目	1 助成金(新規就農サポート事業助成金) 2 貸付金(就農支援資金貸付金)		
監査結果	指摘事項等はありませんでした。			

監査団体名	長野県農業信用基金協会			No.28
団体所在地	長野市大字南長野北石堂町1177-3			
監査年月日	平成26年12月16日		所管部局	農政部
団体の概要	代表者	会長 大槻 憲雄		
	設立年月日	昭和36年12月28日	資本金等	出資金 7,836,050,000 円
	主な事業の内容	1 会員たる農業者等が農業近代化資金、農業改良資金等を借り入れることにより融資機関に対して負担する債務の保証 2 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項の認定を受けた者、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）第2条の5の認定を受けた者、又は果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号）第3条第1項の認定を受けた者に対し、当該認定に係る計画を円滑に達成するのに必要な資金の貸付けを行う融資機関に対する当該貸付けに必要な資金の供給		
	平成25年度決算状況	収入 1,296,679,226 円 支出 1,288,008,874 円	当期純損益 次期繰越準備金	8,670,352 円 712,526,344 円
監査対象項目	1 補助金（同和地域農地等取得資金金融資債務保証料補助金） 2 貸付金（農業経営改善促進資金貸付金） 3 特別準備金積立に係る出捐金			4,466 円 80,000,000 円 8,266,412 円
監査結果	指摘事項等はありませんでした。			

監査団体名	一般財団法人 長野県林業用苗木安定基金協会			No.29
団体所在地	長野市大字中御所字岡田30-16			
監査年月日	平成26年12月16日		所管部局	林務部
団体の概要	代表者	理事長 富澤 修一		
	設立年月日	昭和57年1月22日	資本金等	基本財産 40,000,000 円
	主な事業の内容	1 残苗補償のための基金の造成及び管理 2 優良種苗造林の普及に関する事業 3 優良種苗の生産及び出荷の総合調整に関する調査研究 4 優良種苗の生産及び管理のための技術指導		
	平成25年度決算状況	収入 1,184,707 円 支出 1,144,641 円	当期正味財産増減額 正味財産期末残高	△43,587 円 41,704,565 円
監査対象項目	出捐金（県出捐率 75.0%）			30,000,000 円
監査結果	指摘事項等はありませんでした。			

監査団体名	一般財団法人 長野県林業労働財団			No.30
団体所在地	長野市大字中御所字岡田30-16			
監査年月日	平成26年12月16日		所管部局	林務部
団体の概要	代表者	理事長 中村 慎		
	設立年月日	昭和49年2月6日	資本金等	基本財産 131,940,652 円
	主な事業の内容	1 林業従事者の育成・確保に関する事業 2 林業従事者の福祉の向上に関する事業 3 林業労働力の確保の促進に関する法律第11条第1項に規定する林業労働力確保支援センターに関する業務		
	平成25年度決算状況	収入 196,275,339 円 支出 174,648,585 円	当期正味財産増減額 19,783,685 円 正味財産期末残高 315,658,802 円	
監査対象項目	1 貸付金(林業就業促進資金貸付金) 2 補助金(林業労働力対策事業補助金)			37,662,000 円 64,985,000 円
監査結果	指摘事項等はありませんでした。			

2 所管部局に対する監査結果

監査団体名	所管部局及び所管課	監査結果
長野県住宅供給公社	建設部 建築住宅課	<p>指導事項</p> <p>1 長野県住宅供給公社に無償貸与したパソコンの事務処理の改善 平成24年度に無償貸与したパソコンの以下の事務処理について改善してください。 (1) 長野県住宅供給公社に無償貸与したパソコンを県営住宅の管理に関する基本協定の無償貸与品一覧表に記載してください。 (2) 上記のパソコンについて、財務規則に基づく借受物品管理簿に記載してください。</p> <p>2 長野県住宅供給公社への適切な指導 以下のとおり不備がありましたので、長野県住宅供給公社に対し、適切な指導をしてください。 (1) 基本協定に基づく県からの無償貸与品(備品等)の台帳が作成されていないこと。 (2) 文書取扱規程に基づく文書分類表等が作成されていないこと。</p>

監査委員事務局

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成27年2月19日

長野県企業局松塩水道用水管理事務所長
味沢 孝

1 入札に付する事項

(1) 借入をする物品等及び数量

カラー電子複写機 1台

(2) 物品等の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 借入期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日まで(地方自治法
(昭和22年法律第67号) 第234条の3に規定する長期継続契約)

(4) 借入場所

塩尻市大字宗賀字本山5225-1

長野県企業局松塩水道用水管理事務所

2 入札に参加する者に必要な資格等

入札に参加する者に必要な資格、入札の場所及び日時その他財務規則(昭和42年長野県規則第2号)第122条第1項各号に掲げ

る事項は、長野県企業局のインターネットホームページ(<http://www.pref.nagano.lg.jp/kigyo/kensei/nyusatsu/kokyokoji/keyakujoho/kigyo/nyusatsu.html>)に記載のとおりです。

3 その他

(1) 詳細は、入札説明書、契約書(案)及び仕様書によります。

入札説明書等は、次の場所で交付します。

塩尻市大字宗賀字本山5225-1

長野県企業局松塩水道用水管理事務所

電話 0263(52)3330

(2) この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成27年2月26日(木)午後5時までに(1)の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

企業局